

(公財) 長岡市スポーツ協会実施ながおか Come100 クラブ活動規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人長岡市スポーツ協会（以下「当協会」）が実施する「ながおか Come100 クラブ活動」（以下「本クラブ活動」）に関する事項を定めるものである。

(本クラブ活動の基本方針)

第2条 本クラブ活動は、長岡市及び長岡市教育委員会の定める「長岡市中学校部活動及び地域クラブ活動基本方針（以下「基本方針」）」に基づき実施する。

(用語の定義)

第3条 本クラブ活動を実施する団体を以下のとおり定義する。

(1) 管理主体（長岡市・長岡市教育委員会）

地域クラブの活動方針の基本理念の実現のために地域クラブ活動を監理（地域クラブの認定と認定の取り消し）と指導スタッフ・活動サポーター（以下「指導人材」）を監理（指導人材の認定と認定の取り消し、指定研修の実施）、監理のための地域クラブ活動協議会、種目別コーディネーター等の配置、全体の運営方針（種目ごとの活動エリア、参加費、指導人材費用の額）の決定を行う。

(2) 運営主体

長岡市の要請を受け、本クラブ運営に係る事務の一部（参加申し込みの受付、参加費の集金、保険の加入、指導人材報酬の支払い、連絡ツールの導入等）の一元管理を行う。

(3) 支援団体

長岡市の要請を受け、本クラブ活動の指導人材の確保・募集、指導人材の質の向上や体罰やハラメント根絶のための各種研修会の開催、地域クラブへの指導人材の紹介等を行う。

第2章 本クラブ活動

(実施種目)

第4条 本クラブ活動は、管理主体が定めるエリアにおいて、管理主体が指定するスポーツ及び文化芸術活動を実施する。

(参加資格等)

第5条 本クラブ活動の参加者は、以下の要件を満たす者とする。ただし、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害等、参加者の状況に応じて、介助者の付き添いを求めることがある。

(1) 原則、長岡市に住民票を有し、市内の学校に在籍する小学生又は中学生であること。

(2) 本クラブの活動理念に賛同し、積極的に参加する意思があること。

(3) 保護者の同意を得ていること。

(4) 上記以外で管理主体が特別に認めた者

(参加)

第6条 参加を希望する者は、所定の入会手続きを行い、運営主体の承認を得るものとする。

2 入会手続きは別に定める。

(参加可能な活動エリア)

第7条 参加者は在籍する学校ごとに指定する種目別の活動エリアの本クラブ活動に参加することを原則とする。

(参加費等)

第8条 本クラブ活動の維持・運営に要する費用のうち指導報酬、保険料等に充てるために参加費及び年間登録料を集金する。

2 参加費及び年間登録料の額並びに集金方法は別に定める。

(休止等の手続き)

第9条

(1) 休 止 本クラブ活動の参加の休止を希望する者は、前月 10 日までに所定の手続きを行う。

(2) 中 止 本クラブ活動の参加の中止を希望する者は、前月 10 日までに所定の手続きを行う。

(3) 変 更 参加する種目を変更したい場合は運営主体へ連絡し、変更手続きを行う。

(4) その他 本規約の定め違反する行為等が確認された場合には参加を拒否することがある。

(地域クラブの活動エリア・参加費の変更)

第10条 参加人数の増減や事業方針等の状況に応じて、活動エリアや参加費を変更する場合がある。

(事故等の責任)

第11条 本クラブ活動の参加者は、活動中において施設又は設備を破損した場合は、当該施設又は設備を原状回復する責任を負うものとする。

2 本クラブ活動の参加者は、活動中に故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(傷害保険、賠償責任保険への加入)

第12条 本クラブ活動に係る保険は、運営主体が一括して加入する。

2 本クラブ活動中に生じた怪我、事故等については、前項の保険の補償の範囲で対応するものとする。

(活動内容)

第13条 本クラブ活動は、基本方針に基づき次の活動を行う。

(1) 各種目の技術習得・向上に向けた活動

(2) 各種目体験を通じて、教育的に意義のある人格形成に寄与する活動

(3) 他クラブとの合同練習、交流会や各種大会、コンクール等への参加活動

(4) その他、基本方針の理念を達成するために必要な活動

(活動日)

第14条 活動は休日(土曜日、日曜日、祝日)に実施することとし、週休日のうち1日は休養日とすることを原則とする。ただし、大会直前や練習試合の雨天中止を考慮した場合、2日連続の活動も可能とする。

2 活動日数は年間40日以上～50日以内とする。月2回の活動を基本とするクラブ(美術・デザイン)は年間20日以上～25日以内とする。

(活動時間)

第15条 1回の活動時間は原則3時間程度とする。ただし、大会などの引率時はこの限りではない。

(活動場所)

第 16 条 本クラブ活動の活動場所は、学校施設を基本とし、必要に応じて、公共の社会体育施設、社会教育施設又は文化施設を活動場所とする。

(活動の計画的な実施)

第 17 条 本クラブ活動は、活動ごとに活動方針及び指導方針を定め、年間及び月間の活動計画に基づき、計画的に実施するものとする。

(クラブミーティングの開催)

第 18 条 本クラブ活動は、活動ごとに活動方針及び指導方針等のほか、運営に必要な重要事項を自主的に判断、決定することとし、重要事項の決定にあたっては、参加者、保護者及び指導人材によるクラブミーティングを年 2 回以上開催し、円滑で民主的な合意形成に努めるものとする。

第 3 章 指導人材

(指導人材)

第 19 条 本クラブ活動において指導等を行う指導人材は、令和 7 年長岡市告示第 76 号「長岡市地域クラブ活動指導人材認定要綱（以下「認定要綱」）」により認定を受けた指導人材とする。

(指導人材への報酬の支払い)

第 20 条 指導人材には指導等の実績に応じて次の報酬を支払うものとする。

(1) 指導スタッフ

- ① 半日（3 時間程度）5,000 円／回
- ② 1 日（3 時間を大幅超過）8,000 円／回

(2) 活動サポーター

- ① 半日（3 時間程度）3,000 円／回
- ② 1 日（3 時間を大幅超過）5,000 円／回

(指導体制)

第 21 条 本クラブ活動の指導は、2 名の指導人材が行うことを原則とする。ただし、参加人数や種目の特性などの状況に応じて 3 名以上の指導人材が行うことがある。

第 4 章 保護者会

(保護者会の設置)

第 22 条 本クラブ活動においては、活動を支援するために、活動ごとに参加者の保護者その他の支援者を構成員とする保護者会を設置する。

(保護者会規約の制定)

第 23 条 保護者会は、独自に規約を定め、役割や運営方針を明確にするものとする。

(保護者会の役割)

第 24 条 保護者会は、指導人材と連携し、円滑なクラブ活動の運営と参加者の健全な成長を支援するため、次の各号に掲げる役割を担う。

(1) 基本方針に則した保護者会の運営及び基本方針の目的に沿った活動の推進

- (2) 活動ごとの重要事項を決定するためのクラブミーティングの開催
- (3) 年間及び月間の活動計画の作成及び関係者への周知
- (4) 活動の実施に必要な経費（消耗品等の購入費、大会参加経費、会場使用料等）に充てるための保護者会費の集金及び管理

第5章 倫理・コンプライアンス

(倫理規範)

第25条 本クラブ活動の参加者、保護者及び指導人材は、本クラブ活動の参加にあたっては、それぞれ次の各号に掲げる倫理規範を守らなければならない。

(1) 参加者の倫理規範

- ア 本クラブの理念を理解し、公正で誠実な活動を行う。
- イ 他の参加者や指導人材への敬意を払う。
- ウ いじめ・差別・暴言を禁止し、仲間と協力して活動に参加する。

(2) 保護者の倫理規範

- ア 本クラブの理念を理解し、円滑な活動のために協力する。
- イ 指導人材を尊重し、指導方針に不当な介入や過度な要求を行わない。
- ウ 他の保護者・参加者・指導人材への誹謗中傷や不適切な言動を慎む。
- エ 大会やコンクールの結果に対する過度な勝利の期待を生徒へ強要しない。

(3) 指導人材の倫理規範

- ア 指導者としての品位を保ち、模範的な行動を取る。
- イ 参加者の人格を尊重し、体罰や暴言、ハラスメントを絶対に行わない。
- ウ 参加者の主体性や自主性・自発性を大切にしながら適切な指導支援を実施する。
- エ 保護者と協力しながら、参加者の健全な成長を支援する。
- オ クラブの理念に沿った指導を行い、不適切な行為を防止する。

(遵守事項)

第26条 本クラブ活動の参加者、保護者及び指導人材は、活動の関係者間におけるハラスメント及びトラブルを防止し、安全で健全なスポーツ及び文化芸術の活動環境を維持するために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) すべての参加者に対して公平なスポーツ・文化芸術活動の機会を提供すること。
- (2) 参加者、保護者、指導人材は互いに尊重し、健全なスポーツ・文化芸術活動を実施すること。
- (3) 暴力、暴言、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合・コンクールの不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物（大麻、麻薬、覚せい剤等）使用等の違法行為やスポーツ・文化芸術活動の健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行わないこと。
- (4) 保護者会費の会計は、その行う事業に応じて一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、補助金、助成金等の経理処理に関し、同慣行及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項などに基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行わないこと。会計管理の透明性を確保すること。

- (5) 情報の適正な管理（個人情報保護、秘密保持）を徹底すること。
- (6) 本クラブ活動及びこれに準じる活動の関係者の名誉の毀損又はプライバシーの侵害を行わないこと。
- (7) 無許可での活動の画像及び動画の撮影並びにSNS等への投稿を行わないこと。
- (8) SNSやインターネット上で他者を誹謗中傷するような発言やクラブの活動に関する不適切な発言を行わないこと。
- (9) その他、基本方針に反する活動を行わないこと。

第6章 処 分

（処分手続き）

第27条

- (1) 本規約の違反が疑われる行為が発生した場合、速やかに事実確認を行い、必要に応じて運営主体に報告する。
- (2) 運営主体は、関係者からの事情聴取、証拠の収集等を行い、処分の要否および内容を管理主体と審議する。
- (3) 審議の結果に基づき、段階的な処分（注意、警告、活動停止、除名）を決定する。
- (4) 処分の決定にあたっては、対象者に対し事前に弁明の機会を与えるものとする。
- (5) 処分の内容は、対象者に対し処分理由を明示した書面により通知する。

（不適切行為・違反行為への処分）

第28条 規定に反する不適格行為や違反行為が確認された場合、以下の処分を段階的に適用する。

- (1) 注意…違反行為について口頭又は書面による注意・改善要請を行う。
- (2) 警告…書面により厳重な注意を行い、加えて処分の効力発生日から3年以内に類似する遵守事項違反が発生した場合は活動の停止を科す。
- (3) 活動停止…一定期間、活動の停止を科す。
- (4) 除名…重大な違反が確認された場合、参加者・保護者・指導人材は除名処分とし、本クラブへの参加を禁止する。
- (5) 必要に応じて、関係機関（日本スポーツ協会、中央競技団体等）への報告を行う。

第7章 ハラスメント・不適切行為等通報相談窓口

（相談窓口の設置）

第29条

- (1) 本クラブ活動は、ハラスメントや不適切行為の防止及び早期対応を図るため、相談窓口（以下「窓口」という）を設置する。窓口は運営主体内に置くものとする。
- (2) 窓口は、必要に応じて第三者機関や専門員（弁護士等）と連携して運営することができる。
- (3) 窓口は、本クラブ活動に関与するすべての者が利用できるものとする。

（相談対応の方針）

第 30 条

- (1) 相談内容は秘密保持を徹底し、相談者の同意なく第三者に開示しない。
- (2) 倫理・コンプライアンス規程に違反する疑いのある行為が報告された場合、管理主体・運営主体と連携し、必要に応じて関係者への聞き取り等の事実確認を行う。
- (3) 違反行為が確認された場合は、処分規程に基づき、適切な措置を講じる。
- (4) 必要に応じて、関係機関（日本スポーツ協会、競技団体、行政機関等）への報告を行う。
- (5) 匿名での相談も受け付けるが、調査や処分にあたっては実名の提供を求める場合がある。
- (6) 相談を行う際は、可能な限り事実関係・関係者・日時・場所等を明確にするよう努めることとする。

（不利益取扱いの禁止）

第 31 条

- (1) 窓口の利用を理由として相談者又は関係者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。
- (2) 不利益取扱いが確認された場合は、ハラスメント行為と見なし、処分規程に基づき厳正に対処する。

第 8 章 その他

（本規約の変更）

第 32 条

- (1) 運営上の必要又は法令等の改正により、運営主体は管理主体と協議のうえ本規約を変更することがある。
- (2) 規約を変更する場合は、その内容及び適用開始日をあらかじめ参加者、保護者、指導人材に通知する。
- (3) 変更後の規約は、前項に定める方法での通知により効力を生じ、参加者、保護者、指導人材がその後も本クラブを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

本規約は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。